## 情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

区立学校における臨時休業期間の長期化に伴うオンラインを活用した家庭 学習支援(デジタルドリル教材)に係る外部結合等について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

## 【諮問】

◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

# 事業の概要

世当課 教育支援課  目 的  新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う区立小学校、中学校及び特別支援学(以下、「区立学校」という。)の休業期間の長期化及び学校再開後の教育活動の制限に、		3 PIA-A 1990
目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う区立小学校、中学校及び特別支援学(以下、「区立学校」という。)の休業期間の長期化及び学校再開後の教育活動の制限に、	事業名	区立学校における臨時休業期間の長期化に伴うオンラインを活用した家庭学習支援 の実施について
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う区立小学校、中学校及び特別支援学(以下、「区立学校」という。)の休業期間の長期化及び学校再開後の教育活動の制限に、 る学習の遅れを取り戻すため。  対象者  区立学校に在籍する児童・生徒及び教員  事業内容  1 経緯  区立学校においては、国の要請「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(元文科初 1585 号)及び緊急事態宣言を受け、令和2年3月2日から令和2年5月31日まで臨時休業だい、令和2年6月1日より学校を再開する予定である。 休業期間中の学習の遅れを取り戻す必要性や学校再開後も分散登校等により当面間、通常通りの教育活動ができないこと等を鑑みると、家庭学習での補完が喫緊の課である。 そのため、区では、オンラインを活用した学習環境を早急に整備することで、家庭学支援を行い、児童・生徒の学習機会を確保することとする。  2 オンラインを活用した家庭学習支援の概要 (1)タブレットの貸与(貸与台教 約3,500台) 区は、LIE 通信(※1)に対応可能なタブレット端末を事業者から一括でレンタ、し、区から児童・生徒に貸与する。 貸与の対象者は、家庭にインターネット接続可能なパソコン、タブレット又はスートフォンがない、小学校5年から中学校2年生までの児童・生徒及び中学校3年生徒とから、全生も同一の学習環境とし、学校での教育活動や課題の提示においても、オンライン学を実施するため、全生徒に対しタブレット端末を貸与する。なお、管理用として、真しタブレットを使用する。  ※1…タブレットを使用する。  ※1…タブレットを使用する。 ※1…タブレットを使用する。  ※1…タブレットを使用する。  ※1…タブレットやスマートフォンなどで使われる通信規格の名称、従来の通信規よりも通信速度が速く、大量のデータを一度に送受信できる。  (2)デジタルドリル教材「おまかせ教室ラインズ・ライブラリ」(以下、「デジタルドル・教材」という。)(※2)の利用 区は、これまでも授業の中でデジタルドリル教材を利用してきたところであるが利用にあたっては、学校内の学習用タブレットのみとし、学校名、学年、氏名など、ユーザ情報を登録しないという限定的な運用としてきた。 今回の区立学校の休業期間の長期化等に伴い、区では家庭学習での補完を目的とてデジタルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、4	担当課	教育支援課
■業内容  1 経緯 区立学校においては、国の要請「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(元文科初 1585 号)及び繁急事態宣言を受け、令和2年3月2日から令和2年5月31日まで臨時休業を1い、令和2年6月1日より学校を再開する予定である。 休業期間中の学習の遅れを取り戻す必要性や学校再開後も分散登校等により当面間、通常通りの教育活動ができないこと等を鑑みると、家庭学習での補完が喫緊の課である。 そのため、区では、オンラインを活用した学習環境を早急に整備することで、家庭学支援を行い、児童・生徒の学習機会を確保することとする。  2 オンラインを活用した家庭学習支援の概要 (1) タブレットの貸与(貸与台数 約3,500台)区は、IIE 通信(※1)に対応可能なタブレット端末を事業者から一括でレンタし、区から児童・生徒に貸与する。 貸与の対象者は、家庭にインターネット接続可能なパソコン、タブレット又はスートフォンがない、小学校5年から中学校2年生までの児童・生徒及び中学校3年の全生徒とする。中学校3年生は、上級学校への進学を控えていることから、全生を同一の学習環境とし、学校での教育活動や課題の提示においても、オンライン学を実施するため、全生徒に対しタブレット端末を貸与する。なお、管理用として、員もタブレットを使用する。 ※1・・・タブレットを使用する。 ※1・・・タブレットを使用する。 ※1・・・タブレットを使用する。 ※1・・・タブレットを使用する。 第1・・・タブレットを使用する。 ※1・・・タブレットをですジタルドリル教材を利用してきたところであるが利用にあたっては、学校内の学習用タブレットのみとし、学校名、学年、氏名などのユーザ情報を登録しないという限定的な運用としてきた。 今回の区立学校の休業期間の長期化等に伴い、区では家庭学習での補完を目的とてデジタルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全ではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全のではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全のではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全ではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全ではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全ではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全ではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全ではアルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、全でがよりますに対していまれていまりますに対していまれていませないますに対していまれていませないませないませないませないませないませないませないませないませないませな	目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う区立小学校、中学校及び特別支援学校 (以下、「区立学校」という。)の休業期間の長期化及び学校再開後の教育活動の制限によ る学習の遅れを取り戻すため。
区立学校においては、国の要請「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(元文科初 1585 号)及び緊急事態宣言を受け、令和2 年3 月 2 日から令和2 年5 月 31 日まで臨時休業をい、令和2 年6 月 11 日より学校を再開する予定である。 休業期間中の学習の遅れを取り戻す必要性や学校再開後も分散登校等により当面間、通常通りの教育活動ができないこと等を鑑みると、家庭学習での補完が喫緊の課いである。 そのため、区では、オンラインを活用した学習環境を早急に整備することで、家庭学支援を行い、児童・生徒の学習機会を確保することとする。  2 オンラインを活用した家庭学習支援の概要 (1) タブレットの貸与(貸与台数 約3,500台) 区は、LTE 通信(※1)に対応可能なタブレット端末を事業者から一括でレンタし、区から児童・生徒に貸与する。 貸与の対象者は、家庭にインターネット接続可能なパソコン、タブレット又はスートフォンがない、小学校5年から中学校2年生までの児童・生徒及び中学校3年の全生徒とする。中学校3年生は、上級学校への進学を控えていることから、全生を同一の学習環境とし、学校での教育活動や課題の提示においても、オンライン学を実施するため、全生徒に対しタブレット端末を貸与する。なお、管理用として、賃もタブレットを使用する。  ※1…タブレットやスマートフォンなどで使われる通信規格の名称。従来の通信規よりも通信速度が速く、大量のデータを一度に送受信できる。  (2) デジタルドリル教材「おまかせ教室ラインズeライブラリ」(以下、「デジタルドル教材」という。)(※2) の利用区は、これまでも授業の中でデジタルドリル教材を利用してきたところであるが利用にあたっては、学校内の学習用タブレットのみとし、学校名、学年、氏名などのユーザ情報を登録しないという限定的な運用としてきた。今回の区立学校の休業期間の長期化等に伴い、区では家庭学習での補完を目的とてデジタルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、2	対象者	区立学校に在籍する児童・生徒及び教員
とができ、次回の利用時に継続した学習を行うことができる。また、教員からも児童		1 経緯 区立学校においては、国の要請「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(元文科初 1585 号)及び緊急事態宣言を受け、令和2 年 3 月 2 日から令和2 年 5 月 31 日まで臨時休業を行い、令和2 年 6 月 1 日より学校を再開する予定である。 休業期間中の学習の遅れを取り戻す必要性や学校再開後も分散登校等により当面の間、通常通りの教育活動ができないこと等を鑑みると、家庭学習での補完が喫緊の課題である。 そのため、区では、オンラインを活用した学習環境を早急に整備することで、家庭学習支援を行い、児童・生徒の学習被機会を確保することとする。  2 オンラインを活用した家庭学習支援の概要 (1) タブレットの貸与(貸与台数 約3,500台) 区は、ITE 通信(※1) に対応可能なタブレット端末を事業者から一括でレンタルし、区から児童・生徒に貸与する。 貸与の対象者は、家庭にインターネット接続可能なパソコン、タブレット又はスマートフォンがない、小学校5年から中学校2年生までの児童・生徒及び中学校3年生の全生徒とする。中学校3年生は、上級学校への進学を控えていることから、全生徒を同一の学習環境とし、学校での教育活動や課題の提示においても、オンライン学習を実施するため、全生徒に対しタブレット端末を貸与する。なお、管理用として、教員もタブレットを使用する。 ※1…タブレットやスマートフォンなどで使われる通信規格の名称。従来の通信規格よりも通信速度が速く、大量のデータを一度に送受信できる。 (2) デジタルドリル教材「おまかせ教室ラインズ e ライブラリ」(以下、「デジタルドリル教材」という。)(※2) の利用区は、これまでも授業の中でデジタルドリル教材を利用してきたところであるが、利用にあたっては、学校内の学習用タブレットのみとし、学校名、学年、氏名などのユーザ情報を登録しないという限定的な運用としてきた。今回の区立学校の休業期間の長期化等に伴い、区では家庭学習での補完を目的としてデジタルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とした。その際、学年、氏名等のユーザ情報を登録することで、児童・生徒の学習機を残すことができ、次回の利用時に継続した学習を行うことができる。また、教員からも児童・生徒の学習の進捗管理を行うことができ、カーザ登録なくしては、児童・生徒の習り

## 事業内容

- ※2…東日本電信電話株式会社が提供するインターネットを利用して、パソコン等で 学習することができるドリル問題教材。小学校1年生から中学校3年生までの5 教科全単元を網羅した、約60,000間のドリル問題教材であり、各教科書会社に対 応している。
- (3) Palstep (パルステップ) (※3) の利用

今回の区立学校の休業期間の長期化に伴い、家庭学習の補完や学校の授業と家庭学習を関連させた学習指導の実施、児童・生徒の学習状況の把握、また、教員との双方向のやりとりを通した信頼関係の構築が求められる。そのため、以下の機能を有するPalstepを利用することで、上記の課題に対応していく。

ア動画学習

ができる。

ドリル教材の解説が動画で行われており、日本語の習得が十分でない児童・生徒を含め、多様な学習状況の子どもたちの自学自習に役立つ。

- イ 教員によるオリジナル問題作成機能 各学校の児童・生徒の実態に応じて、学校での授業に関連した学習課題を作成・ 設定することができる。
- ウ コミュニケーション機能 学習課題への質問や教員とのメッセージのやり取りを通して信頼関係を構築する とともに、児童・生徒の学習状況や生活状況を把握し、迅速な対応につなげること

※3…ソフトバンク株式会社の子会社で行政・地方公共団体向けソリューションを提供するSBプレイヤーズ株式会社が社会貢献活動として無償で提供するeラーニング学習支援サービス。不登校などにより教室での学びが難しい児童・生徒のために開発されたシステムであり、小学校全学年の国語・算数、および中学校全学年の国語・数学の全単元の学習教材・動画授業・確認問題を搭載している。先生と児童・生徒をつなぐコミュニケーション機能など、長期にわたる家庭学習をサポートする機能を備えている。

個人情報の流れは、資料3-1のとおり

## <u>件名 区立学校における臨時休業期間の長期化に伴うオンラインを活用した家庭</u> 学習支援(デジタルドリル教材)に係る外部結合について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	デジタルドリル教材に係る外部結合
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【区立学校の児童・生徒に係る情報項目】 ユーザ I D、パスワード、学校名、学年、学級(クラス)、氏名、 学習履歴(進捗、解答の正誤)
結合の相手方	東日本電信電話株式会社(ISMS認証取得事業者)
結合する理由	区立学校の休業期間の長期化等に伴い、家庭学習での補完を目的としてデジタルドリル教材の利用を貸与したタブレット等からも可能とするとともに、学校が進捗管理を行うためには、インターネットを経由しての東日本電信電話株式会社との結合が必要であるため。
結合の形態	児童・生徒の各家庭のパソコン等及び、区 (学校) の学校情報ネットワークシステムのパソコンからインターネットを経由してデジタルドリル教材サービスにアクセスする。
結合の開始時期と期間	令和2年6月1日から(以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	【デジタルドリル教材サービスに係るセキュリティ対策】 本サービスの運用にあたり、提供元である東日本電信電話株式会社に対し、以下の情報保護対策を行うことを確認した。 1 運用上の対策 (1) 個人情報保護 「電気通信事業法」「個人情報保護法」「電気通信事業における個人情報保護ガイドライン」の遵守 (2) 情報セキュリティに対する方針 I SMS認証を取得し、第三者によるチェック体制を整備 (3) 情報セキュリティにかかる体制情報セキュリティ管理者を設置し、セキュリティ対策に係る事務を統括 (4) 情報セキュリティに対する教育全従業員を対象とした個人情報の取扱いに関する社内教育・ICT教育を実施 (5) 入退室管理 入退室管理 入退室管理  入退室管理を行い建物周囲における不審物、建物内への不法侵入等を防止

- 2 システム上の対策
  - (1) ユーザ認証 (ユーザ ID、パスワード)
  - (2) ファイアウォールの設置
  - (3) 不正侵入検知・防御 (IDS/IPS) の実施
  - (4) 通信暗号化
  - (5) トラフィック監視
  - (6) セキュリティ更新プログラム適用
  - (7) アクセス制御(ユーザ登録されていない者のアクセス不可)
  - (8) ウイルス対策
  - (9) ログ管理
  - (10) サーバ監視・バックアップの実施・サーバの脆弱性検査

### 【区(学校情報ネットワークシステム)のセキュリティ対策】

## 1 運用上の対策

- (1)「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守
- (2) 区によるユーザ情報の管理(入学・転入時の新規ユーザ情報の登録、 卒業・転出時のユーザ情報の削除)

## 2 システム上の対策

- (1) ユーザ認証 (ユーザ ID、パスワード)
- (2) ファイアウォールの設置
- (3) 不正侵入検知・防御(IDS/IPS)の実施
- (4) 通信暗号化
- (5) トラフィック監視
- (6) セキュリティ更新プログラム適用
- (7) アクセス制御(ユーザ登録されていない者のアクセス不可)
- (8) ウイルス対策
- (9) ログ管理
- (10) サーバ監視・バックアップの実施・サーバの脆弱性検査

#### 【タブレット端末のセキュリティ対策】

#### 1 運用上の対策

- (1) タブレット管理台帳の整備及び定期的な所在確認等の運用管理徹底
- (2) 区によるタブレットのデバイス管理(紛失時のリモート初期化等)

#### 2 システム上の対策

- (1) パスコード認証
- (2) コンピュータウイルス対策の実施
- (3) コンテンツフィルタリングの実施(不正サイト・アダルトサイト等の不適切なサイトの閲覧制限)
- (4) SNS (Facebook/Twittrer 等) やメール等の利用制限
- (5) 他ソフトウェアインストール・利用制限(GooglePlay 等の不要ソフト利用制限、家庭学習等の教育用途に特化したソフトウェア利用環境の維持)
- (6) 外部記憶媒体 (USB メモリ等) の接続禁止 (情報の持ち出し禁止)

## 情報保護対策

## 件名 区立学校における臨時休業期間の長期化に伴うオンラインを活用した家庭 学習支援 (Palstep) に係る外部結合について

保有課(担当課)	教育支援課			
登録業務の名称	Palstep(パルステップ)に係る外部結合			
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	【区立学校の児童・生徒に係る情報項目】 ユーザID、パスワード、学校名、学年、学級(クラス)、 氏名、保護者氏名、学習履歴(進捗、学習時間)、メッセージ記録 ※ 氏名及び保護者氏名は、番号又はニックネームで管理			
結合の相手方	SBプレイヤーズ株式会社 (情報セキュリティ方針として、情報セキュリティ管理責任者の任命、安全管理措置等に関する社内規程の整備、個人情報保護マネジメントに関する 社内規程の整備、第三者による監査体制の整備等を実施している)			
結合する理由	区立学校の休業期間の長期化等に伴い、家庭学習での補完を目的として palstep の利用を貸与したタブレット等からも可能とするとともに、学校が 進捗管理を行うためには、インターネットを経由しての SB プレイヤーズ株 式会社との結合が必要であるため。			
結合の形態	児童・生徒の各家庭のパソコン等及び区(学校)の学校情報ネットワークシステムのパソコンからインターネットを経由して Palste サービスにアクセスする。			
結合の開始時期と期間	令和2年6月1日から(以降も、同様の外部結合を行う。)			
情報保護対策	【Palste サービスに係るセキュリティ対策】 本サービスの運用にあたり、提供元である SB プレイヤーズ株式会社に対し、以下の情報保護対策を行うことを確認した。 1 運用上の対策 (1)「個人情報保護法」「文部科学省:情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の遵守 (2)情報セキュリティ管理者の設置情報セキュリティの批选を把握し、必要な措置を講じる体制を整備 (3)情報セキュリティリテラシーの向上全従業員を対象とした個人情報の取扱いに関する社内教育・I C T教育を背時変化する社会的情勢に対応できるよう継続的に実施 (4)入退室管理セキュリティエリアの設定及び監視等の物理的な管理措置の実施 (5)安全管理措置等に関する社内規程の整備組織的に情報セキュリティに対する安全管理措置を講じるため、情報セキュリティ方針に基づいた社内規程を整備し、情報資産の取扱方針及び方法を明示・遵守 (6)危機管理体制の構築万が一、情報セキュリティ事故が発生した場合を想定し、被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切に復旧等の措置を講じるための危機管理体制を構築 (7)監査体制社内規程、規則及びルール等が、情報セキュリティ方針に準拠し、情報セキュリティ対策が有効に機能していることを確認するため、内部監査に加え、より客観的な評価を行うための外部監査による監査体制を整備 (8)個人情報保護			

- 2 システム上の対策
- (1) ユーザ認証 (ユーザ ID、パスワード)
- (2) ファイアウォールの設置
- (3) 不正侵入検知・防御 (IDS/IPS) の実施
- (4) 通信暗号化
- (5) トラフィック監視
- (6) セキュリティ更新プログラム適用
- (7) アクセス制御(ユーザ登録されていない者のアクセス不可)
- (8) ウイルス対策
- (9) ログ管理
- (10) サーバ監視・バックアップの実施・サーバの脆弱性検査

### 【区(学校情報ネットワークシステム)のセキュリティ対策】

- 1 運用上の対策
- (1)「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守
- (2) 区によるユーザ情報の管理 (入学・転入時の新規ユーザ情報の登録、卒業・転出時のユーザ情報の削除)
- 2 システム上の対策
  - (1) ユーザ認証 (ユーザ ID、パスワード)
  - (2) ファイアウォールの設置
  - (3) 不正侵入検知・防御(IDS/IPS)の実施
  - (4) 通信暗号化
  - (5) トラフィック監視
  - (6) セキュリティ更新プログラム適用
  - (7) アクセス制御(ユーザ登録されていない者のアクセス不可)
  - (8) ウイルス対策
  - (9) ログ管理
  - (10) サーバ監視・バックアップの実施・サーバの脆弱性検査

#### 【タブレット端末のセキュリティ対策】

- 1 運用上の対策
- (1) タブレット管理台帳の整備及び定期的な所在確認等の運用管理徹底
- (2) 区によるタブレットのデバイス管理(紛失時のリモート初期化等)

### 2 システム上の対策

- (1) パスコード認証
- (2) コンピュータウイルス対策の実施
- (3) コンテンツフィルタリングの実施(不正サイト・アダルトサイト等の不適切なサイトの閲覧制限)
- (4) SNS (Facebook/Twittrer 等) やメール等の利用制限
- (5) 他ソフトウェアインストール・利用制限 (GooglePlay 等の不要ソフト利用制限、家庭学習等の教育用途に特化したソフトウェア利用環境の維持)
- (6) 外部記憶媒体(USBメモリ等)の接続禁止(情報の持ち出し禁止)